告示

○金融庁財務省告示第五号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十五日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子
財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロンの項の次に次のように加える。

イーエフジー　バンク　アーゲー	スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフシュトラッセ　十六

○法務省告示第四百四十四号

熊本県八代市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年九月二十五日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字柿迫八千百一番地	白石　秀視
同所八千二百五十一番地	吉田　盛
同所八千二百八十一番地	岩村　幸男
同村大字栗木二百一番地	西村　俊雄
同所三百五十五番地	澤村　義夫
同所千四百七番地	澤見　亀齢
同所二千八百四十一番地	村上　秀男
同所三千三百一番地	西村　澄男

○法務省告示第四百四十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定による認証紛争解決事業者の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二十五日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
日本スポーツ仲裁機構
東京都渋谷区神南二丁目一番一号国立代々木競技場内

解散年月日
平成二十一年三月三十一日

○法務省告示第四百四十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二十五日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所
一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
東京都渋谷区神南二丁目一番一号国立代々木競技場内

認証年月日
平成二十一年九月四日

○財務省告示第三百十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年八月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格	
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	四十六億円	九十六円四十九銭	
〃	第三回	十六億円	九十二円六銭	
〃	第四回	四十一億円	九十円五十四銭	
〃	第六回	五億円	九十一円七十一銭	
〃	〃	二十億円	九十一円七十二銭	
〃	〃	五億円	九十一円七十六銭	
〃	〃	五億円	九十一円八十一銭	
〃	〃	十七億円	九十一円八十二銭	
〃	〃	十億円	九十一円八十三銭	
〃	〃	五億円	九十一円八十六銭	
〃	第七回	二十億円	九十一円二十七銭	
〃	第九回	二十五億円	九十二円六十一銭	
〃	第十回	百六十五億円	九十一円八十二銭	
〃	〃	百三十五億円	九十一円九十二銭	
〃	〃	五十億円	九十一円九十七銭	
〃	〃	二億円	九十二円二十一銭	
〃	〃	二億円	九十二円二十六銭	
〃	〃	二億円	九十二円三十一銭	
〃	〃	二十五億円	九十二円三十七銭	
〃	第十一回	百五十億円	九十二円六銭	
〃	〃	二百億円	九十二円十六銭	
〃	第十二回	百二十五億円	九十一円四十六銭	
〃	第十三回	六十億円	九十二円十一銭	
〃	〃	四十億円	九十二円二十一銭	
〃	第十六回	三十億円	九十一円八十銭	
合計		一千二百一億円		